

登録料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）基本規程第45条の規定に基づくチームの登録料、基本規程第46条に基づく審判員及び審判指導者の登録料について必要な事項を定める。

(登録料)

第2条 登録チームは、本協会、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「日本協会」という。）、一般社団法人東北サッカー協会（以下、「東北協会」という。）及び各種連盟が定める登録料を納入しなければならない。

2 本協会登録料の金額は、次の表のとおりとする。

区分		チーム登録料	個人登録料
1	第1種（Jリーグ・JFL）	25,000円	1,500円×登録人数
	第1種（社会人）	19,000円	1,500円×登録人数
	第1種（大学・高専）	21,000円	1,000円×登録人数
2	第2種（高体連）	28,500円	1,500円×登録人数
	第2種（クラブユース・その他）	12,500円	1,300円×登録人数
3	第3種（中体連）	7,500円	1,600円×登録人数
	第3種（クラブユース・その他）	7,500円	1,600円×登録人数
4	第4種	7,500円	1,600円×登録人数
5	シニア	18,000円	1,500円×登録人数
6	女子（一般・大学）	8,000円	1,000円×登録人数
	女子（高校）	7,500円	1,500円×登録人数
	女子（中学）	7,500円	1,600円×登録人数
7	フットサル第1種（一般）	8,000円	500円×登録人数
8	フットサル第2種（高校）	7,000円	500円×登録人数
9	フットサル第3種（中学）	7,000円	500円×登録人数
10	フットサル第4種（小学）	7,000円	500円×登録人数

ただし、チーム登録料には、法人会費（5,000円）を含むものとする。

(審判登録料)

第3条 審判員は、本協会、日本協会及び東北協会が定める登録料を納入しなければならない。

2 本協会登録料の金額は、次の表のとおりとする。

区分		登録料
1	1級審判員	3,400円
2	2級審判員	3,000円
3	3級審判員	2,400円

4	4級審判員	2,000円
5	3級審判員（18歳未満）	1,200円
6	4級審判員（18歳未満）	1,000円
7	フットサル1級審判員	3,400円
8	フットサル2級審判員	3,000円
9	フットサル3級審判員	2,400円
10	フットサル4級審判員	2,000円
11	フットサル3級審判員（18歳未満）	1,200円
12	フットサル4級審判員（18歳未満）	1,000円

（審判指導者登録料）

第4条 審判指導者は、本協会、日本協会及び東北協会が定める登録料を納入しなければならない。

2 本協会登録料の金額は、次の表のとおりとする。

	区分	登録料
1	1級審判インストラクター	2,000円
2	2級審判インストラクター	2,000円
3	3級審判インストラクター	2,000円
4	フットサル1級審判インストラクター	2,000円
5	フットサル2級審判インストラクター	2,000円
6	フットサル3級審判インストラクター	2,000円

（改正）

第5条 この規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- この登録料に関する規程の改正は、平成25年6月24日から施行する。（2条）
- この登録料に関する規程の改正は、平成26年3月24日から施行する。（2条1項2号）
- この規程の改正は、平成29年3月21日から施行する。（3条）
- この規程の改正は、平成29年6月25日から施行する。（3条）
- この規程の改正は、平成30年6月17日から施行する。（1条、2条）
- この規程の改正は、令和元年6月24日から施行する。（3条、4条）
- この規程の改正は、令和4年6月19日から施行する。（2条、3条、4条）
- この規程の改正は、令和5年6月18日から施行する。（3条、4条、5条）